

令和3年12月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金) 13:28～14:38

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 菊島 博文
3番 横内 知恵美
4番 保坂 耕(欠席)
5番 小澤 和茂
6番 保阪 幸彦
7番 上野 公
8番 古屋 一光
9番 河西 孝雄
10番 佐藤 安茂
11番 小澤 辰雄
12番 小田切 悦男
13番 久保田 豊一
14番 矢崎 良夫
15番 野田 源一郎(欠席)
16番 小澤 洋行
17番 堀川 茂憲(欠席)
18番 浅川 節子
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

20番 向山 清彦
21番 石川 豊
22番 横森 隆次
23番 横森 孝徳
24番 小泉 泰夫
25番 田中 武久
26番 石合 榮之
27番 山本 弘行
28番 加賀爪 悦夫
29番 駒井 正一
30番 笹本 勝造
31番 切刀 茂樹
32番 土橋 明
33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

| | | |
|----------|--|----|
| 第3 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 4件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 5件 |
| 議案第3号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について | 4件 |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について | 3件 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 6件 |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 1件 |

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和3年12月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、18番 浅川節子委員、19番 新奥長生委員をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小倉氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

| | | | |
|-------|--|-----|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 4件 | <u>2,424 m²</u> |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 5件 | <u>2,310 m²</u> |
| 議案第3号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について | 4件 | <u>10,220 m²</u> |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について | 3件 | <u>13,573 m²</u> |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 6件 | <u>20,221.18 m²</u> |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 1件 | <u>475 m²</u> |
| 合計 | | 23件 | <u>49,223.18 m²</u> |

となります。

次に、会務報告ですが、12月2日、令和3年度農業委員会会長代表者集會に柳本会長が出席いたしました。12月7日、山梨県農業會議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人及び譲渡人双方の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人及び譲渡人双方の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤新木林、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、建売住宅（2区画）のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町三ツ石、貸駐車場のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町武田下北原、駐車場・通路のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山番匠畑、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横内委員

申請番号2番：小泉委員

申請番号3番：河西委員

申請番号4番：小田切委員

申請番号5番：駒井委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：カシス、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜・柿、期間：1年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：桃、期間：9年11か月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：10年です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：果樹、期間：10年です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が6件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集の9ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保琵琶坂、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條中割山田、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年12月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織